

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、軽自動車税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【申告書受付事務】 ・二輪の小型自動車については、運輸支局・自動車検査登録事務所で申告を受け付けた情報を入手する。 ・軽二輪、軽三輪、軽四輪、雪上走行用、被牽引車両については、軽自動車検査協会（全国軽自動車協会連合会）で申告を受け付けた情報を入手する。 ・原付、小型特殊については、町で申告を受け付ける。 ・減免申請を受け付け、減免事由に該当する場合には減免を行う。 【当初賦課事務】 ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 【賦課更正事務】 ・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や、課税保留および減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。 【調査通知事務】 ・死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ・転入者が転入前自治体のナンバープレートを持っていた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 ・住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。
③システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 軽自動車税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項及び別表24の項 2. 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号） 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税業務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) (情報提供の根拠) 主務省令 別表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6102
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し次のような対策を講じており、対策は「十分である」と考えられる。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有している。 ・特定個人情報を含む書類は速やかにマスキング処理等を行うとともに、施錠できる書棚等に保管することを徹底。 ・特定個人情報を含む書類の廃棄については、マスキング処理のうえシュレッダーによる破棄を徹底。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対しては、毎年研修を実施している。各研修の受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会の付与または研修動画の視聴を義務付けるなど、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、他自治体での漏えい等の事実通知の際等には、職員に周知及び発生防止策等を講じるよう徹底するとともに、定期的な内部監査による改善事項等の周知・改善を行っている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年5月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	I -5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税務課長 藤井 光利	税務課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年8月1日	I -4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法律上の根拠	番号法第19条7 (特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	規則第14条による
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表24の項 2.番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号) 3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税業務において個人番号を利用する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)の改正に伴う変更及び見直し作業による。
令和6年11月1日	I -4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法律上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) (情報提供の根拠) 主務省令 別表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)の改正に伴う変更及び見直し作業による。
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か	—	十分である 判断の根拠記載	事前	新様式への移行による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる 対策	—	9)従業者に対する教育・啓発	事前	新様式への移行による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる 対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である 判断の根拠記載	事前	新様式への移行による
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。